

福岡市政担当記者各位

令和4年5月16日
 環境局計画課

「プラスチック製品回収モデル事業」5月23日(月)から実施！

海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題等への対応を契機として、プラスチックの資源循環を推進する重要性が高まっており、令和4年4月に「プラスチック資源循環法」が施行されました。

福岡市では、プラスチックのリサイクルの推進に向けた課題を検証するため、下記のとおり、プラスチック製品の回収モデル事業を実施します。

つきましては、市民のみなさまへの周知・広報にご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

1 回収するプラスチック製品（指定20品目）

※「プラスチック素材のみ」でできたもので一辺の長さが50cm未満のものが対象です。（下記品目以外は対象外です。）

※ ご家庭で不要となったものが対象で、会社や商店等の事業所から出されたものは対象外です。

台所用品							
お盆	計量カップ	ざる	ボウル(調理器具)	食品保存容器	まな板 (手で曲げられるもの (厚さ5mm未満程度) のみ)	食器 (おわん・茶わん・ コップ・皿のみ)	バット(調理器具)
収納用品		清掃用品等					
ハンガー	書類ケース・ レターケース	ごみ箱	バケツ	じょうろ	ちりとり		
風呂用品		文房具等					
おけ・洗面器	風呂いす	CD・DVD・ ブルーレイディスク (ケース含む)	クリアファイル	下敷き	定規		

2 回収場所・実施期間等

- 回収場所 下記公共施設の資源物回収ボックスに持ち込んでください。
 ◇ 東区役所・城南区役所・早良区役所・西区役所 ◇ 西部出張所・入部出張所
 ◇ 博多市民センター・南市民センター ◇ 中央体育館
- 実施期間 令和4年5月23日～令和5年3月31日※年未年始（12月29日～1月3日）は休み
- 受付時間 午前9時～午後5時

【現地撮影のご案内】実際の回収場所で対象製品を紹介します

5月17日(火)10時から、中央体育館（中央区赤坂2丁目5-5）の資源物回収ボックス前にて、本事業で回収するプラスチック製品について実物で紹介します。

公共施設において『プラスチック製品回収モデル事業』を実施します

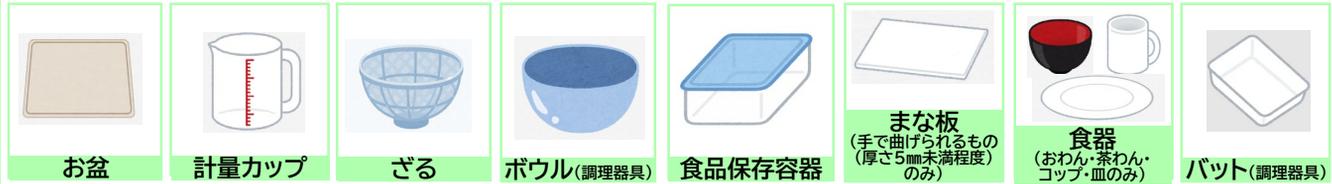
モデル事業の目的

- ご家庭で不要となったプラスチック製品のリサイクルについて検証するため、プラスチック製品の回収モデル事業を実施します。プラスチック製品の回収について、市民のみなさまのご協力をお願いします。

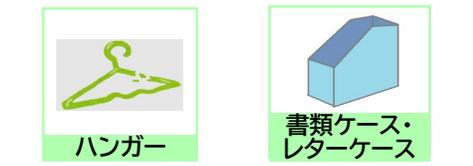
回収するプラスチック製品（指定20品目）

※「プラスチック素材のみ」でできたもので一辺の長さが50cm未満のものが対象です

台所用品



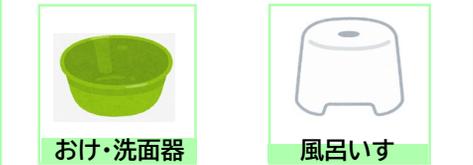
収納用品



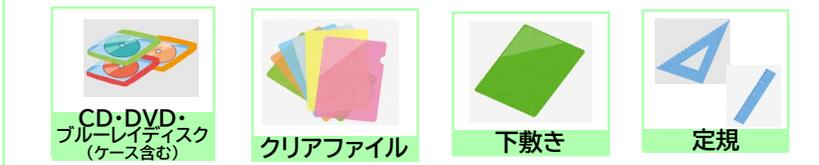
清掃用品等



風呂用品



文房具等



× 上記指定20品目であっても次のものは出せません ×

- プラスチックと金属や木材、ゴム等の複数の素材で構成されているもの。
- 一辺の長さが50cm以上のもの。
- 汚れがひどいもの。（汚れたままではリサイクルすることができません。）
- 会社や商店など事業所から出されたもの。（家庭から出されるプラスチックが対象です。）

× 上記指定20品目以外のものは出せません ×

- プラスチック製容器包装は対象外です。（プラスチック製容器包装の一例）



出し方

- 袋に入れずにそのまま出してください。（数が多い場合は、袋に入れていただいても構いません。）
- 汚れている場合は水洗いして汚れを落としてください。
※指定品目以外のものや、一辺の長さが50cm以上のもの、汚れがひどいものについては、受け付けることができません。（受付を断り、持ち帰りいただくことになります。）

回収場所

- 市内9か所の公共施設の資源物回収ボックス
- ◇ 東・城南・早良・西区役所、西部・入部出張所
- ◇ 博多・南市民センター ◇ 中央体育館

実施期間及び受付時間

- 令和4年5月23日～令和5年3月31日
- 毎日 午前9時～午後5時
- ※年末年始（12月29日～1月3日）は休み